

「こどものえき」Q & A

秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課

令和6年4月1日更新

目次

≪「こどものえき」について≫

- Q1 「こどものえき」の設置を促進するのはなぜですか。
- Q2 「こどものえき」として認定を受けるには、どのような条件が必要ですか。
- Q3 認定を受けるための必須設備は、主に乳児向けのものだと思われませんが、「赤ちゃん」ではなく、「こども」のえきとしているのはなぜですか。
- Q4 「こどものえき」の場所はどうやって調べられますか。
- Q5 「こどものえき」である施設を判別する方法はありますか。

≪「こどものえき」の認定について≫

- Q6 「こどものえき」の認定を受けるには、どのような手続きが必要ですか。
- Q7 「こどものえき」として認定されると、どのような効果が得られますか。
- Q8 「こどものえき」の認定を受けるために設置が必要な「必須設備」は、すでに施設に設置されていることが必要ですか。これから設置してもよいですか。
- Q9 「こどものえき」として認定を受けるには、該当する設備が「誰でも自由に無料で利用できること」とありますが、具体的にはどのようなことですか。
- Q10 どのような店舗・事業所が「こどものえき」として認定されますか。
- Q11 「こどものえき」のステッカーはどこに、どのように設置すればよいですか。

≪「こどものえき」設置促進事業費補助金について≫

- Q12 必要な設備を設置する際に利用できる補助制度があると聞きましたが、どのような制度か教えてください。
- Q13 男性が利用可能な「こどものえき」とはこういったものですか。全ての設備について、男性が利用可能である必要があるのですか。
- Q14 「あきた子育てふれあいカード」とはなんですか。今から協賛店になることはできますか。
- Q15 「こどものえき」の認定申請をするつもりはないが、おむつ交換所等を整備したい場合、この事業の補助対象になりますか。

- Q16 複数の店舗を運営しているが、複数の店舗についてそれぞれ申請することはできますか。
- Q17 すでに「こどものえき」の認定を受けているが、男性が利用可能なおむつ交換所等を整備したい場合、補助対象になりますか。
- Q18 既存設備を更新する場合、補助対象になりますか。
- Q19 既存のトイレには余分なスペースがないので、トイレの拡張工事を合わせて行いたい場合、拡張工事費は補助対象になりますか。
- Q20 設置した設備を清潔に保つために、利用料金を徴収したいのですが、問題ありませんか。
- Q21 当該補助事業に申請する前に、設置工事を済ませてしまいましたが、補助の対象になりますか。
- Q22 今後建設予定の施設に、当該補助事業を活用して、おむつ交換所等を設置したいのですが可能ですか。
- Q23 当該補助事業にはいつから申請できますか。
- Q24 必須設備を設置するうえで、注意すべき点や配慮すべき点はありますか。
- Q25 利用者がより使いやすくなるように工夫したいのですが、どうすれば良いですか。

≪「こどものえき」について≫

Q 1 「こどものえき」の設置を促進するのはなぜですか。

【回答】

公共施設やスーパーなど、親子が誰でも立ち寄ることができる施設に「こどものえき」を設置し、親子が出かけやすい環境を整備するために実施しているものです。

親子のふれあいやリフレッシュする時間を増やすことや、地域と子育て中の親子が交流する機会を拡大するとともに、社会全体で子育てを支える地域づくりやイメージの醸成を図ることを目的としています。

Q 2 「こどものえき」として認定を受けるには、どのような条件が必要ですか。

【回答】

「こどものえき」として認定を受けるには、次の3つの必須設備のうち2つ以上の設備を有していることが必要です。

なお、いずれの設備も、誰でも自由に無料で利用できること、管理者が安全面に十分な配慮をし、かつ定期的に清掃を行う等衛生面にも十分な考慮が行き届いていることが必要です。

- 1 おむつ交換所（おむつ交換が容易にできるベビーベッドや折りたたみ式ベビーシート等が備え付けられているもの）
- 2 ベビーキープ（主にトイレ用設備として壁面に設置される子ども用のイス）
- 3 授乳スペース（壁やパーティション等による仕切りがあり、プライバシーの確保に配慮されているもの）

Q 3 認定を受けるための必須設備は、主に乳児向けのものだと思われませんが、「赤ちゃん」ではなく、「こども」のえきとしているのはなぜですか。

【回答】

小さい子ども連れの家族が自由におむつ交換や授乳などを行うことができることはもちろん、おむつ交換や授乳を終えた子どもを持つ家庭にも、安心して外出できる環境が必要があると考えております。

よって、必須設備とはしておりませんが、無料で利用できるベビーカーの配置や子どもが施設内で安全に遊ぶことができるキッズスペース・絵本コーナーの設置等についても、ぜひ整備を進めていただきたいと考えております。

以上のような理由から、名称も広く「こどものえき」としております。

なお、登録拡大のため、「こどものえき」の商標登録を行っています。

<登録内容>

登録第5605147号

商標：「こどものえき」 商標権者：秋田県

登録日：平成25年8月9日

登録更新日：令和5年8月2日

Q4 「こどものえき」の場所はどうやって調べられますか。

【回答】

あきたの結婚・子育て応援情報 web サイト「いっしょにねっと。」に「こどものえき」一覧を掲載しております。

<URL>

<https://common3.pref.akita.lg.jp/kosodate/kosodate-info/help/service/child-station>

Q5 「こどものえき」である施設を判別する方法はありますか。

【回答】

認定施設は「こどものえき」であることを標示するステッカーを、利用者の目につきやすい場所に設置するものとしておりますので、このステッカーを目印にしてください。

《「こどものえき」の認定について》

Q6 「こどものえき」の認定を受けるには、どのような手続きが必要ですか。

【回答】

「こどものえき」として認定を受けるには秋田県知事に対して認定の申し込みを行います。(認定様式第1号)

認定申込書には、施設の場所を示す地図、施設内の設備提供場所の見取り図及び設備の現況写真を添付していただきます。

なお、令和6年度から、秋田県電子申請システムから電子により認定の申し込みを行うことができるようになりました。

Q7 「こどものえき」として認定されると、どのような効果が得られますか。

【回答】

「こどものえき」として認定されると、子育て家庭にやさしい施設であると認識されるなど、その施設のイメージアップに結びつくと考えられます。

なお、「こどものえき」の一覧はあきたの結婚・子育て応援情報 web サイト「いっしょにねっと。」に掲載されており、また、当課公式 Instagram や X (旧 Twitter) 等でも紹介するなど、広く PR していきます。

Q8 「こどものえき」の認定を受けるために設置が必要な「必須設備」は、すでに施設に設置されていることが必要ですか。これから設置してもよいですか。

【回答】

「こどものえき」の認定を受けるためには、必須設備のうち2つ以上の設備を有していることが必要です。条件に満たない施設は、条件が整ってから認定手続きを進めていただくこととなります。

Q9 「こどものえき」として認定を受けるには、該当する設備が「誰でも自由に無料で利用できること」とありますが、具体的にはどのようなことですか。

【回答】

その施設の通常の営業時間・開館時間内であれば、いつでも、誰でも無料で該当する設備を利用できることが必要です。

例えば、会員や入場者など、特定の人しか利用できない場合は、施設の中に該当する設備があっても認定の対象外とします。

また、該当する設備について、その施設の通常の営業時間・開館時間内の一部の時間帯しか利用できない場合や、利用料金を徴収してその設備を利用者に提供する場合も、認定の対象外とします。

ただし、その施設に入場する際に入場料金が必要な場合であっても、該当設備が無料で利用できることを条件に、認定の対象とすることは可能です。

Q10 どのような店舗・事業所が「こどものえき」として認定されますか。

【回答】

県や市町村の公共施設や、不特定多数の子育て家庭が来訪する秋田県内の民間施設を認定の対象施設とします。

ただし、遊興飲食させる店舗や風俗店、射幸心を煽る娯楽業に係る施設その他本事業の目的に照らし適当でないと思われる施設は除きます。

Q11 「こどものえき」のステッカーはどこに、どのように設置すればよいですか。

【回答】

認定を受けた施設へ、必要な枚数のステッカーを送付しますので、施設の入り口や設備の設置場所付近など、利用者の目に付きやすい場所に設置してください。

なお、ステッカーの貼付から一定期間が経過し、剥がれ・破れ・色褪せ等が認められる場合は、ステッカーを再交付いたしますのでご連絡ください。

◀「こどものえき」設置促進事業費補助金について▶

Q12 必要な設備を設置する際に利用できる補助制度があると聞きましたが、どのような制度か教えてください。

【回答】

安心して子育てできる体制を充実させるとともに、社会全体で子育てを応援する環境づくりを促進するため、親子が誰でも立ち寄ることができる施設等に、男性が使用可能な「こどものえき」を整備する事業者を支援する事業を令和6年度から開始しています。

なお、当該事業は、男性が利用可能な「こどものえき」の整備に限ることとしており、また、「あきた子育てふれあいカード」の協賛店である店舗に係る設備の設置に限ることとしております。

Q13 男性が利用可能な「こどものえき」とはどのようなものですか。全ての設備について、男性が利用可能である必要があるのですか。

【回答】

設置する「おむつ交換所」「ベビーキープ」「授乳スペース」のうち、少なくとも1つについて男性が利用可能であれば補助の対象とすることとします。このことから、設置する全ての設備について、必ずしも男性が利用可能である必要はありません。

例) ・男性トイレのおむつ交換台+男性トイレのベビーキープの設置

→補助対象とする

・男女共用のおむつ交換台+女性トイレのベビーキープの設置

→補助対象とする

・女性トイレのおむつ交換台+女性トイレのベビーキープの設置

→補助対象としない

Q14 「あきた子育てふれあいカード」とはなんですか。今から協賛店になることはできますか。

【回答】

「あきた子育てふれあいカード」とは、秋田県内に住所のある妊婦（母子手帳の交付を受けた者）及び中学生以下の子どもを養育する家族が、協賛店においてカードを提示すると、そのお店が独自に設定したサービスを受けられる仕組みで、県・市町村・商工団体が協働で実施しています。

協賛店は随時募集中であり、あきたの結婚・子育て応援情報 web サイト「いっしょにねっと。」から簡単にご登録いただくことができます。

<URL><https://common3.pref.akita.lg.jp/kosodate/yutai-info>

なお、現在「あきた子育てふれあいカード」の協賛店でない店舗が、協賛店になっていただいたうえで、当該補助事業に申請していただくことは可能です。

Q15 「こどものえき」の認定申請をするつもりはないが、おむつ交換所等を整備したい場合、この事業の補助対象になりますか。

【回答】

補助を受けることで「こどものえき」の認定を受けることができるものであることを要件としており、「こどものえき」の認定に繋がらない場合は、補助対象にしないこととします。

Q16 複数の店舗を運営しているが、複数の店舗についてそれぞれ申請することはできますか。

【回答】

1店舗あたり20万円を上限に補助するものであり、複数の店舗を運営する事業者が、複数の店舗分の申請をすることも可能とします。

ただし、1事業者に補助が偏らないようにするため、1事業者あたりの申請件数を5店舗程度に制限させていただきますので、予めご了承ください。

Q17 すでに「こどものえき」の認定を受けているが、男性が利用可能なおむつ交換所等を整備したい場合、補助対象になりますか。

【回答】

すでに「こどものえき」の認定を受けている店舗が、男性が利用可能なおむつ交換所等を整備する場合は、補助対象とします。

Q18 既存設備を更新する場合、補助対象になりますか。

【回答】

既存設備等の更新にかかるものは、補助対象となりません。

Q19 既存のトイレには余分なスペースがないので、トイレの拡張工事を合わせて行いたい場合、拡張工事費は補助対象になりますか。

【回答】

取付・設置に伴う建屋の拡張工事や修繕工事等の施設改修にかかるものは補助対象となりません。

ただし、拡張工事や修繕工事を行った後、当該補助事業を活用しておむつ交換所等を設置し、「こどものえき」の認定を受けることは可能です。

Q20 設置した設備を清潔に保つために、利用料金を徴収したいのですが、問題ありませんか。

【回答】

設置した設備を利用して料金を徴収するものは、補助の対象となりません。

なお、Q9のとおり、「こどものえき」として認定を受けるには、その施設の通常の営業時間・開館時間内であれば、いつでも、誰でも無料で該当する設備を利用できることが必要です。

Q21 当該補助事業に申請する前に、設置工事を済ませてしまいましたが、補助の対象になりますか。

【回答】

交付決定日より前に購入、設置、契約等を実施したものは、補助の対象となりません。

Q22 今後建設予定の施設に、当該補助事業を活用して、おむつ交換所等を設置したいのですが可能ですか。

【回答】

当該補助事業は、すでに完成している施設を補助の対象としているところであることから、施設の完成後に「こどものえき」の整備を行う場合は、補助申請をしていただくことが可能です。

なお、補助の可否は、その時点における予算残額によることとなりますので、予めご了承ください。

Q23 当該補助事業にはいつから申請できますか。

【回答】

当該補助事業の周知期間を十分に設けたうえで、申請受付を開始することとし、令和6年7月頃から申請受付を開始する予定としております。

補助事業が開始されましたら、秋田県公式HP「美の国あきたネット」やあきたの結婚・子育て応援情報webサイト「いっしょにねっと。」などでお知らせいたします。

なお、当該補助事業は、予算がなくなり次第、終了いたしますので、お早めの申請をお願いします。

Q24 必須設備を設置するうえで、注意すべき点や配慮すべき点はありますか。

【回答】

「こどものえき」の運営管理について、「こどものえき」設置事業実施要綱により、

- ・ 運営管理の責任者をおくこと
 - ・ 認定施設の内外において、設備等の場所を案内するよう配慮すること
 - ・ 認定施設の利用に係る安全の確保について、十分に配慮すること
- を遵守するよう求めており、また、
- ・ 換気、保湿、清掃等、清潔で良好な状態の維持
 - ・ 事故や盗難防止等の安全管理
 - ・ 不審者の侵入等の防止
- に努めるよう求めております。

Q25 利用者がより使いやすくなるように工夫したいのですが、どうすれば良いですか。

【回答】

令和5年度に当課が実施した「おむつ交換台やベビーキープ、授乳室等の設置に関するアンケート調査」を実施した際に、県に寄せられた意見を掲載します。各店舗の利用者層等に合わせて、是非参考にしてください。

＜県民の皆さまの声＞

- ・ 多目的トイレにオムツ交換台とベビーキープがあると助かる。
- ・ 2歳くらいになるとつかまり立ちタイプのおむつ交換台があると便利。
- ・ 子ども用トイレや補助便座の設置があるとうれしい。
- ・ おむつ用のダストボックスが設置されていると助かる。
- ・ おむつ交換台の近くにフックが設置されていると荷物が置いて便利。
- ・ お店や施設の入り口付近に、どこに授乳室があるか等書いていると助かる。
- ・ 子どもと一緒に入れるトイレの鍵の位置が低いと子どもが解錠してしまうため、工夫して欲しい。
- ・ 多目的トイレに設置されたベビーキープが便座から離れたところに設置されていることがあるが、子どもが落ちる可能性があるので使用できない。
- ・ 横向きで設置するおむつ交換台について、設置する向きが間違っている施設がある。
- ・ 授乳室に調乳用温水器が設置されていると助かる。
- ・ 授乳室におむつ交換台も設置されていると、おむつ交換が一緒にできて便利。